

総てまじど。首を如何に道にたか？
些細な約束事こそ守らなければ

2023. 7. 29～8. 4

今週の 倫理

7月のテーマ | 身にしてみた教訓

1344号

幸や運ぶアホ一鳥

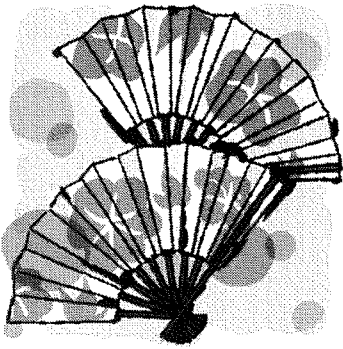
飲食店を経営しながら、隣接する不動産物件を所有しているA氏は、空き物件を埋めるため、入居者の募集をかけていました。

すると、知人のB氏を通して、好条件で契約者の候補が見つかったのです。その際、B氏との長年の信頼関係があったため、契約者がどのような店舗利用をするのかは、詳しく確認しませんでした。とはいえ、最低限の事情は把握しておこうと、どんな業態で店舗利用をするのかB氏に確認したところ、「何かトラブルになった時は、すべての責任を私が負います」と言われたので、使用用途を詳しく聞くことはしませんでした。

このように、腑に落ちないこともありましたが、A氏は経営状態が厳しく、資金繰りが行き詰まり寸前だったことと、家賃が予想を上回る金額の好条件だったこともあり、即決で契約を交わしたのです。契約後しばらくは何事もなく、会社の資金繰りも徐々に回復し、経営が安定しかけた頃のことです。

銀行に向かいかけた際、不動産会社を営んでいる知人から呼び止められました。「Aさんの飲食店の隣接貸店舗は、どんな形態で営業されているのかご存じですか」と聞かれたのです。A氏は貸主でありながら、即答できませんでした。集金を従業員に任せており、状況を把握するために担当者に確認しました。すると、集金の際は、店外で家賃を回収しているとのことでした。

翌月、不審に思ったA氏は、自ら集金に出向くと、法律に抵触する店舗利用をしていたのです。その後、警察からの事情聴取



「きめごと」を軽視せず 身近な約束を守りきる

を受けて賃貸契約を解消するよう警告されたのです。しかし、再度の呼び出しがあるまで契約は継続していました。数日後、賃貸先の関係者が法律上の違法性が疑われて逮捕され、新聞に掲載されたのです。

警察から連絡を受け、A氏はようやく契約解除を決心しました。知らなかったとは言え、目先の家賃収入に目がくらみ、違法な収入を得ていたことで、想像以上に不幸な状況に陥ってしまったのです。

昔から金銭には「生きた金と死んだ金」が存在すると言われていました。「生きた金」とは、自分を含め家族や社員が得ることで嬉しい結果を招く金であり、幸せな状況を導きます。一方、「死んだ金」とは、関わる人々を不幸のどん底に落とし、悲しい結果を生み出すことにつながっていきます。

事実、今回の出来事はA氏が経営する飲食店の売り上げに悪影響を及ぼしていました。賃貸していた店舗は看板も掲げておらず、不特定多数の人が出入りしていることが原因で、A氏の経営する飲食店に来店していたお客様がゆっくりくつるぐことが出ず、次第に客足が遠のいたのでした。

「法網をくぐって出来た金銭・財産は、そのひとの身につかぬのみか、かえって、その人を、家を不幸にする」
（『万人幸福の菜』）

純粹倫理を基底とした「倫理経営」は人間の良き行為を示す積極的規範でなければなりません。A氏は今回の失敗を糧に、世の中のためになる働きを通して、健全な経営を目指すことを改めて決意したのです。